



集落支援員だより

発行 登米市吉田公民館

TEL : 0220-55-2124

吉田コミュニティ運営協議会

検索

(指定管理者 吉田コミュニティ運営協議会) FAX : 0220-55-4528



吉田地区“猫の社会問題”について

猫で困っている（糞尿被害等）という声が吉田公民館へ寄せられています。
地域の環境改善のため、「ちょっとだけ」ご協力をお願いします。

ノラ猫にエサをあげてしまう人へ

ノラ猫がかわいそうだからエサをあげる人は、置きエサをしないようにしてください。エサを置きっぱなしにすると匂いにつられて他の場所からノラ猫がやってきます。不妊・去勢手術をしておかないと、ノラ猫がノラ猫を産み、どんどん増えてしまいます。そうすると猫の保護ではなく、猫の牧場です。地域にとっても猫にとっても悪い環境になります。

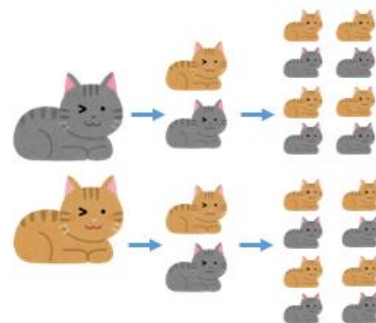
ノラ猫にどうしてもエサをあげたい人は、猫に十分な数のトイレを用意する。トイレは随時綺麗にする。エサは少量ずつ与え、食べ終わるまで見守る。食べ終わったらエサは回収して匂いを残さないようエサ皿をしっかりと洗い、他所からの猫を寄り付かせないようにしてください。

ノラ猫へのエサやりで裁判に（事例）

不妊や去勢の措置を講じずノラ猫にエサを与えることで、繁殖によりネコの数が増え、近所の住民の家の敷地に糞尿などの被害が増えたということで慰謝料などの請求がなされ、裁判所がエサをやっていた方に、慰謝料などの支払いを命じた判決があります。

不妊手術をしていないメスは生後4～12か月で子猫を産めるようになり、年に2～4回出産し1回で4～8頭の子猫を産みます。それが1年後には20頭に増え、2年後では80頭に増え、3年後には2,000頭になるといいます。

2,000頭になってもあなたはエサを与え続けられますか？
無責任な“愛誤”ではなく責任をもって“愛護”をしてください。



猫の屋外飼い（家から出入り自由）をしている方へ

飼っている猫が、お隣さんの家や畑に迷惑をかける場合があります。畑に糞尿、夜中に泣き叫ぶ、家にマーキング、家のものが爪で傷つけられた等、困っている人がいます。

ご近所トラブルにならないよう我慢している人もいます。このことに気づいてください。

外は危険がいっぱい

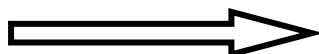
猫を屋外に出すことは、色々な危険が伴います。外に出すとマダニ、ノミ、寄生虫が猫に付きます。マダニに咬まれて人が亡くなった事件もあります。

また、ノラ猫等と接触することでトキソプラズマ症（寄生虫）という感染症にかかる場合があります。これは人間にも感染するもので、妊婦の胎児に悪影響を及ぼす可能性があります。

交通事故に遭う猫もたくさんいます。登米市内（平成31年）では410匹の猫が車に轢かれ、命を落としています。（登米市より情報提供）

轢きたくて轢いているドライバーはいません。家の中で飼うようにしましょう。

裏面もご覧ください



猫の不法投棄・遺棄は犯罪です

ここ数年、吉田グラウンドの1塁側のダッグアウトや平筒沼ふれあい公園のトイレなどで猫が遺棄されていたことがありました。

動物愛護法により猫を捨てることや虐待は禁止されています。ノラ猫であっても適応されます。

令和2年6月1日より罰則が引き上げされました。

今後は、みだりに殺傷した場合の罰則の上限が、懲役5年または罰金500万円、虐待や遺棄をした場合の罰則が、懲役1年または罰金100万円になります。

また、猫に寄り付かれて困るからとって、過激な方法で追い払うと罰せられることもあります。

猫は愛護動物です。虐待にあたるようなことはしないでください。



保健所行きとなった動物は・・・



「保健所に送られた動物は”殺処分”される」

大半の人は知っていることです。しかし、どのような方法で殺処分されているか知っていますか？

多くの保健所で行われている「殺処分」とは、CO₂（二酸化炭素）での窒息死です。この方法は安楽死とか言い難いもので、処分を受ける多くの動物たちは狭い部屋に複数頭が閉じ込められ、二酸化炭素による苦しみを味わいながら息絶えることとなります。

不用意なエサやりによって繁殖されたノラ猫、去勢避妊手術をせず外飼いをしていた猫から飼えない数の猫が生まれてしまい、捨てられてしまった猫。

行き着く先は、車にひかれて死ぬか、病気で死ぬか、CO₂で窒息させられて死ぬか、です。

正しい猫の飼い方をお願いします



猫を放し飼いにしている方、ノラ猫に不用意にエサやりをしている方。

その行為で困っているのは人間だけではありません。

いわれのない恨みを買ひ、悪者にされ、猫も困っています。



地域の環境改善のため、「ちょっとだけ」ご協力をお願いします。

“猫の飼い方教室・お悩み相談”を開催します。(参加費無料)

内 容	詳 細
* 地域に愛される猫の飼い方	日 付：令和2年7月17日（金）
* 飼い主のいない猫とのつきあい方	時 間：午前10時～11時（受付9時45～）
* ペットを飼う前に考えるべきこと	会 場：吉田公民館 大ホール
* こんな時はどうすれば？～質問コーナー～	人 数：先着30名まで

※コロナウイルス感染拡大を防ぐため、人数は30名までに限定します。

締め切りは7月10日（金）17時まで。申し込み多数の場合は、第2回開催を検討します。

申し込みは吉田公民館 TEL：0220-55-2124 までご連絡ください。（受付：8時30分～17時）

講座形式になりますので猫は連れてこないでください。